

令和4年度
ダイオキシン類測定計画
(案)

沖縄県

令和 4 年度ダイオキシン類測定計画

1 目的

ダイオキシン類対策特別措置法第 27 条に基づき、県内の大気、水質、土壌等のダイオキシン類による汚染の状況を測定するため、測定地点及びその他必要な事項について定める。

2 測定対象物質

ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 1 項に定める以下の物質

- ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD) 7 種類
- ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 10 種類
- コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) 12 種類

3 測定項目及び測定方法

項目	環境基準	測定方法
大気	年平均値0.6 pg-TEQ/m ³	「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」 (平成20年3月 環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室大気環境課)
水質	年平均値1 pg-TEQ/L以下	日本工業規格K0312:2020 (※注)
底質	150 pg-TEQ/g以下	「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」 (平成21年3月 環境省水・大気環境局水環境課)
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下 ※250 pg-TEQ/g以上の場合は追加調査を実施する。	「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」 (平成21年3月 環境省水・大気環境局土壌土壌環境課)

※ 公共用水域については「水質調査方法」(昭和46年9月30日付け環水管第30号)に、地下水については「ダイオキシン類の測定のための地下水の採水に係る留意事項について」(平成12年4月26日付け環水企第231号)に準じて測定を行う。

4 測定地点及び測定回数

(1) 大気 (図1参照)

ア 測定地点：5地点 測定回数：3回

(ア) 一般環境 (1ヶ所)

① 沖縄県立八重山高等学校 (石垣市宇登野城 275 番地)

- (イ) 固定発生源周辺（４ヶ所）
- ① 沖縄県北部合同庁舎（名護市大南 1-13-11）
 - ② 沖縄市農民研修センター（沖縄市登川 2380）
 - ③ 南風原町中央公民館（南風原町字喜屋武 236）
 - ④ 宮古保健所（宮古島市平良字東仲宗根 476）

イ 測定地点の選定理由

一般環境調査については、区域内において固定発生源の影響が少ないところで、生活する人口をより多く網羅しうる地域として、平成 24 年度までは、県で那覇市及び石垣市の 2 地点を調査測定してきた。

平成 25 年度から那覇市が中核市へ移行したことに伴い、那覇市内での一般環境調査については那覇市が実施しており、県では石垣市（石垣市役所）の 1 地点を調査している。

固定発生源周辺調査については、県内の北部、中部、南部及び離島で通常、人が居住し、主要ごみ焼却場を固定発生源として風向、煙突の高さ等を勘案してダイオキシン類の濃度が相対的に高くなると考えられる地点を選定する。固定発生源周辺の調査地点については、平成 12 年度の調査開始後継続して測定を行っており、経年変化等を把握するためにも継続して調査する必要がある。

また、石垣市の一般環境大気の調査地点については、石垣市役所の移設に伴い、沖縄県立八重山高等学校を新たな調査地点とする。

(2) 水質

ア 測定地点

- (ア) 河川：4 河川 4 地点(括弧内が地点名) 測定回数：1 回
- ① 我部祖河川（奈佐田川合流点から上流 100m）
 - ② 比謝川（与那原川合流点）
 - ③ 報得川（水位計設置点）
 - ④ 名蔵川（石糖取水場前）
- (イ) 地下水：7 市町村 7 地点 測定回数：1 回
- ① 伊平屋村、② 伊是名村、③ 読谷村、④ 嘉手納町、⑤ 北谷町、⑥ 北中城村、⑦ 中城村
- ※当該市町村と協議のうえ採取地点を決定する。

イ 測定地点の選定理由

平成 12～13 年度に 25 河川、平成 13～15 年度に 13 海域においてダイオキシン類測定を実施し、他の地点と比較して高い値を示した河川 7 地点、海域 3 地点について 16 年度から 19 年度まで継続して調査を実施してきた。

これまでの調査結果から、県内におけるダイオキシン類による汚染状況は低いことが判明したため、土壌等の調査が一巡した平成 19 年度(平成 20 年度計画)に調査地点、調査箇所の見直しを行った。

平成 25 年度に那覇市が中核市に移行したことに伴い、国場川（真玉橋）

及び那覇港海域（泊港内）では那覇市が調査測定を行っており、県では河川4地点について、年1回の調査を実施している。

地下水調査は、平成20年度から県域6区域に分け、6年で40市町村を一巡するローテーション方式で行っている。令和4年度は、本島中部及び伊平屋村、伊是名村の調査を実施する。

(3) 底質

ア 測定地点

水質の調査地点と同じ。

イ 測定地点の選定理由

水質の調査と合わせて底質の調査を実施する。

(4) 土壌

ア 測定地点

(ア) 一般環境調査：7市町村7地点 測定回数：1回

①伊平屋村、②伊是名村、③読谷村、④嘉手納町、⑤北谷町、
⑥北中城村、⑦中城村

※当該市町村と協議のうえ採取地点を決定する。

(イ) 発生源周辺調査：9地点 測定回数：1回

比謝川行政事務組合環境美化センター周辺（予定）（図4参照）

イ 測定地点の選定理由

一般環境調査については、平成20年度から県域を6区域に分け、6年間で40市町村を一巡するローテーション方式で行っている。令和4年度は、本島中部及び伊平屋村、伊是名村の調査を実施する。

発生源周辺調査については、一般環境調査の予定地域である本島中南部地域の焼却施設のうち、焼却量の大きい施設を選定する。

ダイオキシン類測定地点 本島北部地域



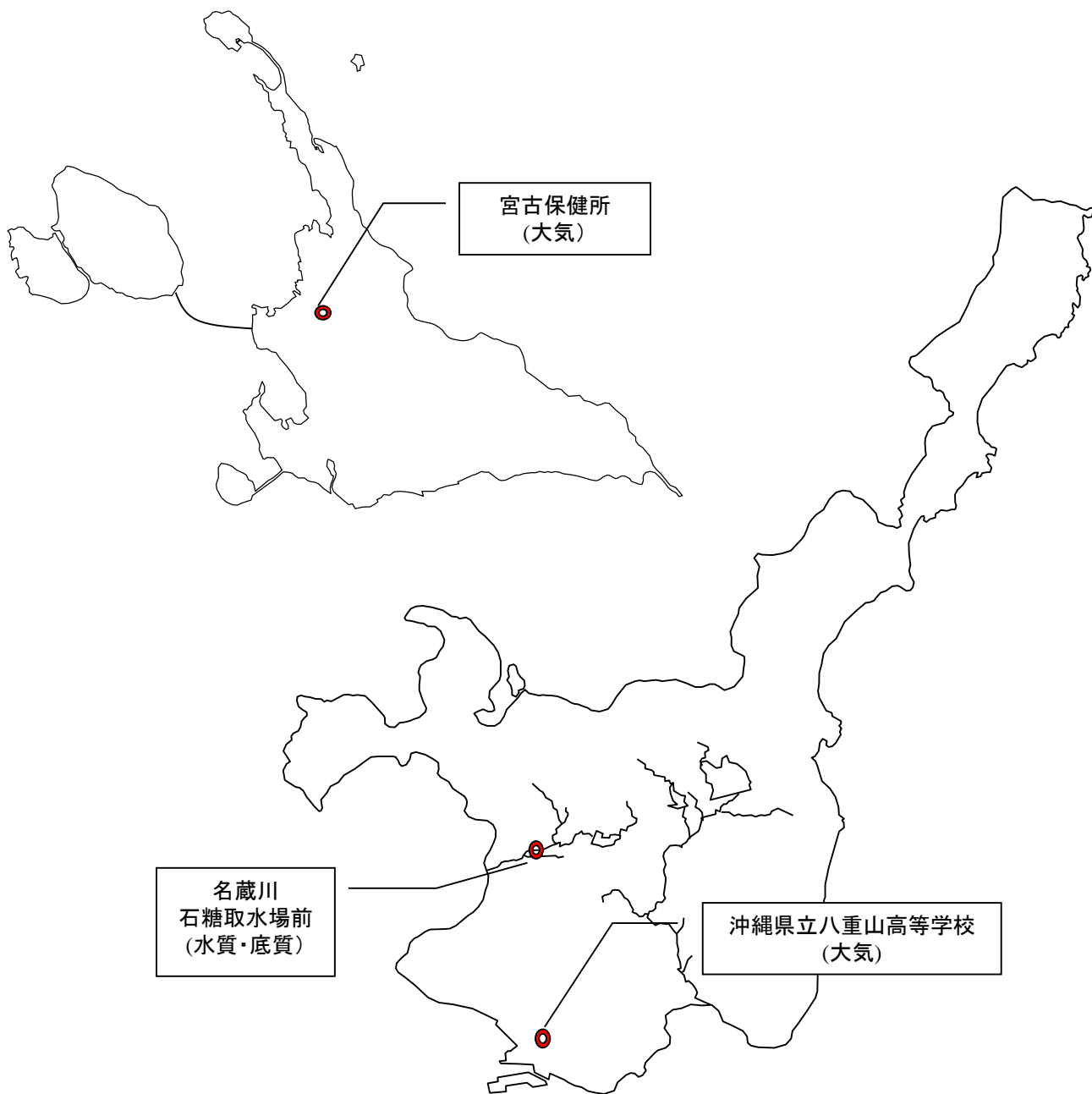
ダイオキシン類測定地点 本島中南部地域



ダイオキシン類測定地点

宮古・八重山地域

図3



令和4年度ダイオキシン類発生源周辺調査計画



調査予定発生源

比謝川行政事務組合環境美化センター